国家公務員業務セミナー

~労働基準監督官の仕事~







資料目次

- 0 はじめに〜労働基準監督官とは〜
- 1 労働基準行政の組織
- 2 労働基準監督官の仕事① 監督指導業務
- 3 労働基準監督官の仕事② 司法警察業務
- 4 労働基準監督官の仕事③ 安全衛生業務
- 5 労働基準監督官の仕事④ 労災補償業務
- 6 キャリアパス
- 7 研修制度
- 8 その他(お得情報)

はじめに ~労働基準監督官とは~

全国では、約5,500万人の労働者が働いています。

労働基準監督官は、労働基準法などに基づいてあらゆる職場に立ち入り、**そこで働く人の労働条件、安全や健康の確保を図る**ことを任務とする**厚生労働省の専門職員(国家公務員)**です。



1 労働基準行政の組織

全国には321か所の労働基準監督署があり、労働基準監督官に任官すると、 主に採用された労働局又は労働基準監督署で勤務。

1 厚生労働省と労働基準行政

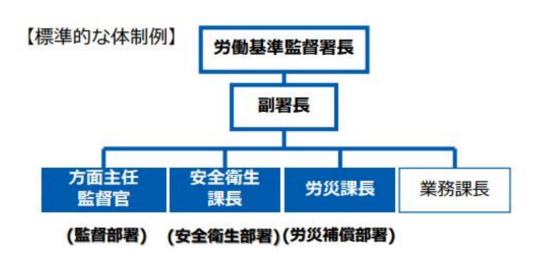
労働基準行政の組織は厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都 道府県には 都道府県労働局が、そして第一線機関として321の 労働基準監督署が設置されています。

厚生労働省労働基準局 都道府県労働局(47か所) 労働基準監督署(321か所)

2 労働基準監督署の内部組織

労働基準法などの関係法令を遵守させる行政需要や地理的事情 などを考慮して全国各地に設置されています。

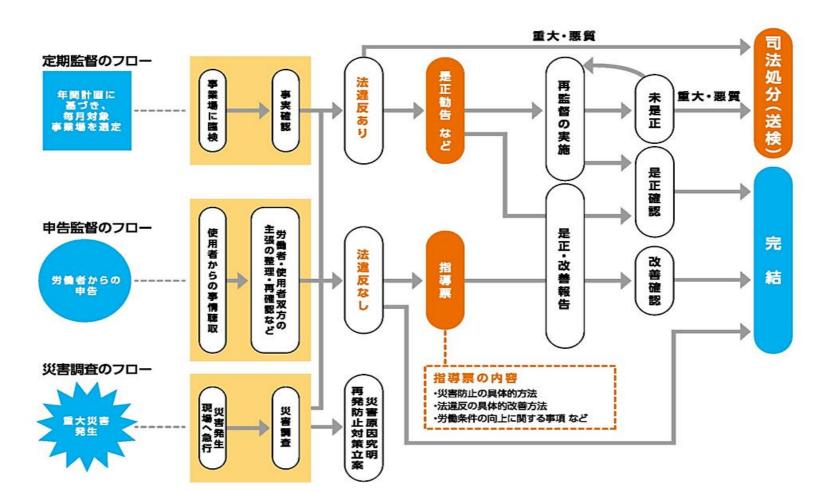
監督部署、安全衛生部署、労災補償部署の3つがあり、労働基 準監督官はこれらの部署に配置されています。



2 労働基準監督官の仕事① ~監督指導業務~

定期的に、あるいは働く人などからの情報に基づいて、会社に立入調査。 機械・設備や帳簿などを検査し、**法律違反が認められた場合には、責任者に** 対し、是正するよう指導。

危険性の高い機械・設備は、その場で使用停止を命ずることもあり。



監督指導業務~労働基準監督官の権限~

労働基準監督官の使命

- ◆労働基準関係法令※の履行確保
 - ※労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、じん肺法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律など

労働基準監督官の権限

- ◆労働基準関係法令の違反の有無を調査する目的で、予告なく事業場に立ち入ることができる。
- ◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、使用者や労働者に尋問したりすることができる。
- ◆立ち入りや調査を拒んだり、妨げたりした者は、労働基準法により処罰される場合がある。
- ◆労働者に急迫した危険があるときは、作業停止・使用停止を命じることができる。
- ◆監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案について は、司法警察員として、刑事訴訟法に基づく捜査を行うことができる。



労働基準監督官には強大な権限が与えられており、働く人の人間らしい生活の確保のために欠くことのできない重要な役割を担っています!

監督指導業務 ~立入調査の流れ~

労働者から相談



労務関係資料を確認



タイムカードや帳簿などから、サービス残業や 長時間労働が行われていないかなどを確認します

立入調査に出発



指導文書の交付



機械・設備、作業を確認



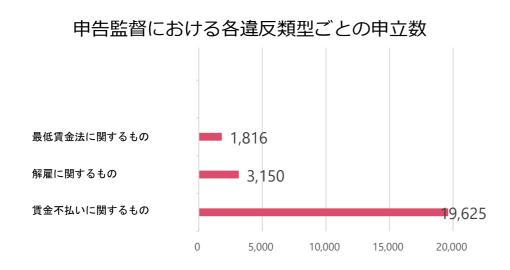
建設現場や工場の機械・設備や作業方法が、 法律の基準を満たしているか確認します

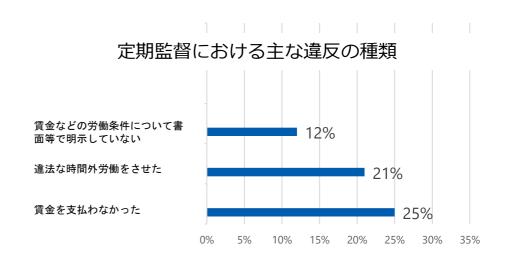
法律違反が認められた場合は、文書を交付して、是正 を求めます

監督指導業務 ~監督指導の状況(全国)~

定期監督(主体的、計画的に実施する監督指導)は、令和5年には約14万件実施し、そのうち約70%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、 **労働基準監督官の指導等によって 是正**されています。





(各違反類型ごとの違反数/違反事業場数)

申告(労働基準法等の違反について行政指導を求めるもの)の受理件数は、令和5年で約2.4万件にのぼり、その内容は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。

3 労働基準監督官の仕事② ~司法警察業務~

立入調査で指導しても法律違反を是正しないなど、重大・悪質な事案は、

司法警察官として捜査を行い、会社の刑事処罰を求めて検察庁に送検します。

最近では、全国で毎年800件程度の事案を検察庁に送検しています。

捜査会議



捜査方針を定め捜査を開始します。

捜索・差し押さえ



裁判所から令状をとり証拠品を押収します。

証拠品の分析



取調べ



被疑者や参考人から事情聴取をします。

検察庁に送検







労働基準監督官の仕事③ ~安全衛生業務~ 4

働く人の安全と健康を確保するため、機械・設備が法律 の基準を満たしているか、確認・検査などを行います。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関

する計画の書類審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働 災害発生の危険が認められた場合、法律違反ではなくても、 責任者に対し、改善するよう指導や助言を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、

再発防止のための指導を行います。









実際の災害調査の様子

安全衛生業務 ~理工学系の専門分野と安全衛生業務~

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、重要な使命の1つです。 労働基準監督官には、理工系の採用試験区分(B区分)もあり、**理工系学科で 学んだ知識などは、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます**。





(活用例)

○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの<u>産業機械</u>の安全性の確認・指導など

○電気工学

工場や建設現場における電気設備の安全性の確認・指導など

○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの<u>建設現場</u>における工事計画の安全性の審査、指導など

○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの**化学物質**等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

○物理、数学

工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物 の**強度計算**など

廃炉作業などにおける**放射線**による健康障害を防止するための 指導など



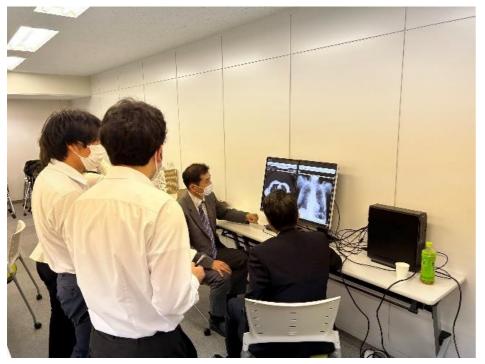


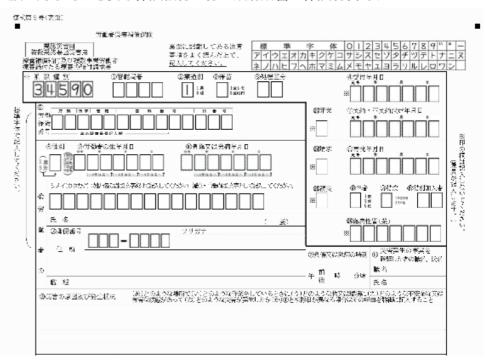
5 労働基準監督官の仕事④ ~労災補償業務~

労働基準監督官は以下の業務に就くこともあります。

労災補償業務

- 労災補償業務は、必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断(認定)を行う業務です。
- 労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。
- ※「労災保険」とは、仕事や通勤が原因で負傷した場合などに、労働者やそのご遺族に対して、必要な保険給付を行う政府所管の保険制度です。





6 キャリアパス

- · 主に採用された労働局又は管内の労働基準監督署で勤務
- ・ 3年目からの2年間は、採用された労働局とは別の労働局管内で勤務
- ・ 監督業務または安全衛生業務を中心に従事

(5年目以降は、労災業務、総務業務等に配属可能性あり)



(参考)採用までのスケジュール等 ※ 2025年度(予定含む)

- 2025年2月20日~3月24日 インターネット申込み
- 2025年5月25日第1次試験(筆記試験)
- 2025年7月9日~12日 第2次試験(人物試験)
- 2025年8月12日 最終合格発表
- 2025年8月13日~採用を希望する労働局で採用面接
- 2025年10月1日~採用労働局から内定通知
- 2026年3月中採用労働局から、配属先となる労働基準監督署等の通知
- 2026年4月1日採用労働局において辞令交付配属先の労働基準監督署で勤務開始

研修制度

採用後1年間、基礎的研修と、実地での研修や訓練を実施

- 基礎的研修を労働研修所(埼玉県朝霞市にある「労働大学校」)で約3か月間
- その他の約9か月は、実地研修・実地訓練として、配属された労働基準監督署

5月中旬~6月中旬 6月中旬~8月下旬 9月上旬~10月上旬 10月上旬~3月 4月~5月中旬

①実地研修(前期) ②中央研修(前期) ❸実地研修(後期) ④中央研修(後期) 6実地訓練

監督署(局)で1.5か月

研修所等で約1か月

監督署(局)で2.5か月

研修所等で約1か月

監督署で6か月

主な研修科目

主に座学を中心に労働基準監督官の役割や 関係法令など基礎的な知識を習得します。

実地研修(前期)

- 労働基準行政(監督業務、安 一般法学(民法) の概要
- 署内業務の実務補助、監督 ・監督業務(労働基準行政と 指導の同行 など



中央研修(前期)

- 全衛生業務、労災補償業務) 労働基準関係法令(労働基 準法、労働安全衛生法 など)
 - 監督制度 など)
 - 安全衛生業務(安全・衛生の 基礎知識、機械の安全対策 など)
 - その他(ビジネス基礎 など)

主に演習やOJTを通じて、監督指導、司法警察業務など を実施する上で必須となる知識・技術を習得します。

実地研修(後期)

- 相談、各種届出等の実務対応
- 監督業務、安全衛生業務、司法 警察業務等の実務補助 など



災害顯査実務受護風景

- 一般法学(刑法、刑事訴訟法)
- 監督業務(監督指導実務、未 払賃金立替払実務 など)
- 安全衛生業務(災害調査実務 など)
- 司法警察業務(実況見分実 務、取調実務 など)
- その他(集団討論 など)

8 その他 ~お得情報~

資格を取得する際、有利な面もあります

◆社会保険労務士

免除科目(労働基準法、労働安全衛生法)がある(公務員としての実務経験による免除)。 労働基準法、労災補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した機関が通算して10年以上になる者

◆労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント

安全衛生の実務経験(指導的業務5年以上)があると、受験資格を得られる。 免除科目もあり。

◆衛生管理者、行政書士、中小企業診断士

直接的な免除制度はないが、労働法、労務管理、安全衛生管理、行政手続きについて詳しくなるため、 職務経験が学習面で有利に働く。